

3. 議会関係

(14) 議員の兼業禁止規定の該当事例に関する調査 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市町村分

| 都道府県名 | 市町村名 | 議会の決定の内容 | | 議会の決定の理由 | 決定の年月日 | 都道府県知事に対する審査の申立ての有無 | | 裁判所への出訴の有無 | |
|-------|------|--------------------|---------------------|--|----------|---------------------|---|------------|---|
| | | 兼業禁止規定に該当すると決定したもの | 兼業禁止規定に該当しないと決定したもの | | | 審査の申立ての結果 | 出訴の結果 | | |
| 北海道 | 留寿都村 | ○ | | 議員が代表取締役を務める会社の売上げのうち留寿都村から受注した公共事業に係る売上げが占める割合が79%超えをもって地方自治法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」の「主として」に該当するとしたため。 | H28.7.14 | 有 | H28.7.29 審査申立て H28.10.28 裁決 (審査申立人の申立てを棄却。) | 有 | H28.11.16 出訴 (札幌地裁) H30.4.16 取下げ H29.3.3 出訴 (札幌地裁) H29.12.19 申立てを却下 (最高裁) |
| 岩手県 | 宮古市 | ○ | | 議員が会社の取締役であり、同社は地方自治法第92条の2にいう「主として同一の行為をする法人」に該当するもの。 | H28.12.7 | 有 | 棄却 | 無 | |
| 岩手県 | 宮古市 | ○ | | 議員が会社の取締役であり、同社は地方自治法第92条の2にいう「主として同一の行為をする法人」に該当するもの。 | H29.2.20 | 有 | 棄却 | 無 | |
| 埼玉県 | 毛呂山町 | | ○ | 議員と区長の兼業に関し、区長の職務に営利性は認められず、当該普通地方公共団体に対し請負をするものに該当しない。 | H29.9.8 | 無 | | 無 | |
| 新潟県 | 見附市 | | ○ | 当市議会議員が代表取締役を務める会社が、市が市民に贈呈する品物を製造していた。「この製造を受注することが見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号(※1)に規定する倫理基準及び地方自治法第92条の2に規定する兼業の禁止の規定に抵触する疑いがあるのではないか」と、他議員から審査請求があった。 見附市議会議員倫理審査会において上記請求を審査したところ、対象議員の会社が直接受注したものではなく、市との請負契約はないことから、地方自治法第92条の2に該当しないものと審査会は判断した。 見附市議会議員政治倫理条例では、「議会は、審査会の報告を受けたときは、議員倫理基準に違反する行為の存否を確認しなければならない。」と規定していることから市議会で採決し、該当しないと決定した。 ※1 第4条 議員は、次に掲げる議員倫理基準を守らなければならない。 (6) 自らが実質的に経営に関与する企業と市との間で締結する工事等の請負契約、業務委託契約、一般物品納入契約その他の契約に関して、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めること。 | H29.5.22 | 無 | | 無 | |

| 都道府県名 | 市町村名 | 議会の決定の内容 | | 議会の決定の理由 | 決定の年月日 | 都道府県知事に対する審査の申立ての有無 | | 裁判所への出訴の有無 | |
|-------|------|--------------------|---------------------|---|----------|---------------------|-----------------------------------|------------|--|
| | | 兼業禁止規定に該当すると決定したもの | 兼業禁止規定に該当しないと決定したもの | | | 審査の申立ての結果 | 出訴の結果 | | |
| 岡山県 | 赤磐市 | | ○ | ①市の指定管理先である施設の運営委員になっていることについて、指定管理者の指定は契約ではなく、公の施設を管理する権限自体は、指定という行為によって生じるものであり、地方公共団体と指定管理者との関係は取引関係には当たらないため、兼業禁止規定に該当しないと判断した。 ②市の第3セクターである施設へ出資している組合の役員になっていることについて、当該組合の取引の50%以上が市の占有であれば、請負関係と認められるが、50%未満の取引関係の場合、請負には該当しないという最高裁の判例から、兼業禁止規定に該当しないと判断した。 | H28.6.28 | 無 | | 無 | |
| 高知県 | 馬路村 | ○ | | 議員の身分を取得する以前から継続して行っていた村との土地の賃貸借契約について請負に該当すると判断したため。 | H30.3.6 | 無 | | 無 | |
| 熊本県 | 熊本市 | ○ | | 議員は、当時、熊本市漁業協同組合の代表理事、熊本県内水面漁業協同組合連合会の会長を務めていた。平成26、27年度の熊本市漁業協同組合の市からの請負比率は、熊本県内水面漁業協同組合連合会からの再委託分を含めた場合で、各々71.47%、66.62%である。また、再委託分を含めない場合は、各々42.65%、30.88%であるが、当該業務が同組合の業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っている。これらのことから、同組合は地方自治法第92条の2の「主として同一の行為をする法人」に該当するため。 | H30.3.26 | 有 | H30.4.10 審査申立て H30.7.11 処分取り消し | 無 | |
| 計 | 7団体 | 5件 | 3件 | | | 4件 | | 1件 | |